

公益財団法人北海道市町村振興協会資金貸付細則

平成24年4月17日 細則第1号

平成26年3月20日 細則第1号

平成28年2月9日 細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人北海道市町村振興協会基金積立運用に関する規程（以下「規程」という。）第4条第2項の規定に基づき公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、市町村等に対し基金の資金（以下「資金」という。）を貸し付ける場合の貸付けの条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの種類)

第2条 資金の貸付けは、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る地方債の届出及び協議の同意又は許可を受けている市町村等に対する一事業年度を超える貸付けをいう。

3 短期貸付とは、貸付対象事業に係る一時借入金としての貸付けで、同一事業年度に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業の細目)

第3条 貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

(貸付けの要件)

第4条 資金の貸付けを受けようとする市町村等は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
- (2) 事業の計画が適切であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。
- (4) 長期の貸付けにあつては、地方債の届出及び協議の同意又は許可を受けているか、又は地方債の届出及び協議の同意又は許可を受けることが確実と認められているものであること。

(貸付方法)

第5条 資金の貸付けの方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に規定するところによる。

- (1) 貸付利率は、年3パーセントとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村に対する短期貸付については無利子とする。
- (2) 償還期限は、長期貸付にあつては15年以内（うち据置期間3年以内）、若しくは20年以内（うち据置期間3年以内）、短期貸付にあつては同一事業年度内とする。
- (3) 元金の償還方法は、長期貸付にあつては半年賦元金均等償還の方法、短期貸付にあつては、一括弁済の方法によるものとする。
- (4) 利息については、長期貸付にあつては借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあつては借入日の翌日から元金償還の日までの利息をこの法人に払込むものとする。
- (5) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

(借入れの申込)

第7条 資金の貸付けを受けようとする市町村等は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
- (2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）
- (3) 長期貸付にあっては起債届出書及び起債同意書又は起債許可書の写、短期貸付にあっては一時借入金現在額調（様式第5号）

2 前項に規定するもののほか、この法人は、当該市町村等に対し必要な書類の提出を求めることがある。

（貸付けの決定）

第8条 この法人は、借入れの申込みを受けたときは、貸付要件を具備しているかを審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定の上、貸付けを行うことを決定した市町村等に対しては、借用証書（様式第6号又は様式第7号）の提出を求め、貸付けを行わないことに決定した市町村等に対しては、その旨を通知するものとする。

（貸付けの実行）

第9条 市町村等は、前条の借用証書を直ちにこの法人に提出するものとし、この法人は、これと引換えに資金を送付するものとする。

- 2 この法人は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあっては償還年次表（様式第8号）を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。
- 3 この法人は、資金の貸付けに係る元利金支払期日の2週間前までに、元利金払込通知書（様式第9号）を当該市町村等に送付するものとする。
- 4 市町村等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払い込むものとする。

（繰上償還）

第10条 この法人は、資金の貸付けを受けた市町村等が、資金を貸付けの目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、この法人は、繰上償還させようとする日の10日前までに当該市町村等に対し、繰上償還通知書（様式第10号）を送付するものとする。

2 市町村等は、貸付けを受けた資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町村等は、あらかじめ繰上償還申請書（様式第11号）をこの法人に提出するものとする。

（報告及び調査）

第11条 資金の貸付けを受けた市町村等は、貸付金の償還が完了するまでの間に次の各号に該当する場合においては、その都度速やかにこの法人に報告しなければならない。

- (1) 市町村等の名称を変更した場合。
- (2) 廃置分合、境界の変更又は解散により、貸付けを受けた資金の債務の継承を生じた場合（様式第12号）
- (3) 貸付金を財源とする事業を中止、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合。

2 この法人は、前項に規定するもののほか、必要と認めるときは、当該市町村等から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な物件を実地に調査させることができる。

（補則）

第12条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

（貸付利率の特例）

2 貸付利率については、当分の間、第6条に定める利率の範囲内において財政融資資金の

貸付利率を基準とし、かつ、その貸付利率以下の率で、理事長が別に定める。

附 則

この細則の第6条第2号に規定する「20年以内（うち据え置き期間3年以内）」は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この細則の第6条第1号ただし書の規定は、平成28年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

公益財団法人北海道市町村振興協会資金貸付対象事業（例示）

<p>規 程 第4条 第1項 第1号 の事業</p>	<p>(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業</p> <p>(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業</p>
<p>規 程 第4条 第1項 第2号 の事業</p>	<p>(1) 消防防災施設、自然災害防止施設、児童公園、老人福祉施設等住民の安全及び福祉の増進に資するための事業</p> <p>(2) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業</p> <p>(3) 体育館、プール、遊歩道等スポーツの振興及び健康増進に資するための事業</p> <p>(4) 生活環境の保全施設及び公害の防止に資するための事業</p> <p>(5) 歴史上又は学術上の価値の高い建造物、城跡等の文化財の保存に資するための事業</p> <p>(6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業</p> <p>(7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資する事業</p> <p>(8) 上記のほか当協会が貸付対象事業として認める事業</p>

（注）耐用年数が償還期限未満である車両及び設備等整備事業は対象外